## 建設工事に従事する一人親方の皆様へ

## 「労災保険の特別加入」してますか?

建設業の一人親方等のうち、不幸にも**毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡**していますが、**被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。** 

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、 **労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われない**ため、 治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、 労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

### 労災保険料の求め方

年間保険料 = <u>給付基礎日額</u> × 365 × 保険料率\* \* 一人親方等 (建設事業) であれば 18/1000

- ・**給付基礎日額**は、保険料の算定に使用される とともに、休業(補償)給付などの日額単価と なります。
- ・給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額 も少なくなりますので、**所得水準に見合った 適正な額を申請してください**。

## (例)給付基礎日額1万円の場合の 保険料と保険給付内容

#### 【年間保険料】

10,000円×365日×18/1000 = **65,700円** 

#### 【保険給付内容】※治療と休業のみ必要な場合

- ・①療養(補償)給付については、給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料で受けられます。
- ②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
  10,000円×(0.6+0.2)×(20-3)日=13万6千円

## 労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により 被災した場合、下の6つの保険給付とともに、 対応する特別支給金が支給されます。

#### ① 療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、 治療に要した費用を支給します。



#### ② 休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日 以上となった場合に、休業特別支 給金と合算で、給料の約8割を支給します。

#### ③ 障害(補償)給付

障害が残った場合、障害等級に応じた 額の年金か一時金を支給します。



#### ④ 遺族(補償)給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金か 一時金を支給します。



#### ⑤ 介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を 支給します。



#### ⑥ 葬祭料•葬祭給付

亡くなられた方の葬祭を行う場合に 一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続を行う必要があります。

#### まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。
 ※「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→ → → (http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html)
 QRコード





## 災害発生状況と高所作業時の安全確保

発生 状況

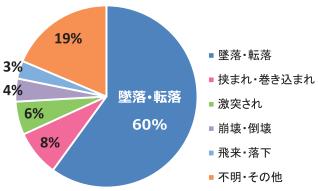
厚生労働省では、平成26年から、一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して、 公表しています。一人親方等については、毎年、80人前後の方が亡くなっており、 事故の型別では**墜落・転落災害が6割**となっています。

※「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、修理等の事業を行うことを常態と する方で、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者などを含みます。

#### −人親方等の死亡災害発生件数と事故の型別災害発生状況(平成26年〜28年)

#### 【一人親方等の死亡災害発生件数】 90 80 70 81 **75** — 60 64 50 40 46 30 32 一人親方等 20 10 --- うち一人親方 0 平成26年 平成27年 平成28年

# 【事故の型別災害発生状況】



安全 確保

高さ2m以上の高所作業では、足場等の設置により、作業床を設けて作業を行う ことが原則です。足場には様々な種類がありますが、注文者の理解・協力を得て、 本足場のようなできるだけ安全性の高い足場を設置し、使用してください。 また開口部等のない足場上の作業であっても、できるだけ安全帯を使用するよう にしてください。**安全帯は、皆様の命を守る最後の砦です**。

- 安全帯は着用だけでなく使用しなければ意味はありません!
- 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう!

## (2)手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm~50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。





## ①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- 床材と建地(支柱)の隙間は12cm未満としましょう。

# 安全確保



## ③安全帯の使用

一時的に開口部等が生じ る場合には必ず安全帯を 使用しましょう。